

# 平成22年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成22年6月16日（水曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第2号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第1号	繰越明許費繰越計算書（平成21年度豊頃町一般会計予算）
日程第 5	報告第2号	繰越明許費繰越計算書（平成21年度豊頃町医療施設特別会計予算）
日程第 6	報告第3号	繰越明許費繰越計算書（平成21年度豊頃町公共下水道特別会計予算）
日程第 7	議案第39号	平成22年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第40号	平成22年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第41号	豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
日程第10	議案第42号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更
日程第11	議案第43号	北海道市町村総合事務組合格約の変更
日程第12	議案第44号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更
日程第13	議案第45号	北海道市町村備荒資金組合格約の変更
日程第14		請願の委員会付託
日程第15		陳情の委員会付託
日程第16		休会の議決

## ◎出席議員（9名）

1番 藤田博規君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 大崎英樹君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 津久井精一君
9番 小野木英毅君	

## ◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝	君
副町	長	石田	貢	君
教育委員	長	前川	啓一	君
教育	長	菅原	裕一	君
農業委員会	会長	竹下	昌徳	君
代表監査委員		山口	浩司	君
総務課	長	熊野	幸雄	君
企画課	長	佐藤	潤	君
住民課	長	柄崎	明久	君
福祉課	長	吉村	進	君
産業課	長	金川	正次	君
施設課	長	渡部	邦生	君
会計管理者		高倉	明	君
教育委員会	教育課長	山本	芳博	君
農業委員会	事務局長	友重	誠一	君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	和田	宏樹	君
庶務係	長	渡辺	良英	君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成22年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
和田事務局長。
- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。  
次に、監査委員より、平成22年2月から5月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書はお手元に配付のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思っております。  
これで、諸般の報告を終わります。
- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。  
宮口町長。
- 宮口町長 第2回定例会の行政報告を申し上げます。  
地域情報通信基盤整備事業についてであります。  
本年4月よりスタートいたしました第4次豊頃町まちづくり総合計画において、情報分野につきましては、情報基盤の整備を進め、それらを活用した地域情報化を推進しようとしているところであります。現在、豊頃町地域情報通信基盤整備事業により、町内における情報格差是正を図るべく、平成22年3月31日付でNTT東日本ー北海道と豊頃町地域情報通信基盤整備工事契約を締結し、工事に着手したところであります。  
本事業につきましては、平成23年7月に迫った地上デジタル放送完全移行によりテレビ放送が見られなくなる難視聴世帯を解消し、併せて、これまで議会や行政区長会議などをはじめ、住民の皆さんから強い要望をいただいておりますブロードバンド・ゼロ地域を解消することにより、本町が抱えている情報格差に関する課題を、ほぼすべて解決することを目的として実施され

ているところであります。

現在の工事の進捗状況につきましては、光ブロードバンドサービス等を提供するために必要な中継装置や電子機器等の通信設備が収容されるIP-BOXの設置工事に着手しているところであります。また、道路・河川等の占有許可申請等の手続を行っているところでもあり、これらの許可がされ次第、7月中旬頃をめぐり光ファイバー網の幹線並びに枝線敷設工事を順次実施し、12月頃には宅内側の工事に着手する予定であります。

なお、本事業を活用しての地上デジタル放送難視聴対策の対象世帯数は約200世帯を予定しており、予定どおり工事が完了した場合、来年の2月中には運用を開始できる予定であります。

また、ブロードバンドサービスにつきましても、事業完了後のサービス開始となりますので、同様に、来年2月中を予定しているところであります。

また、本事業により整備された情報基盤を活用し、民間の携帯電話通信事業者による携帯電話不感地域の解消が今年度中を目標に、町内3地域で予定されているところであります。

本事業を実施することにより、都市圏と同等レベルの情報サービスを確保できる環境となることから、将来的には、電子申請や学校教育、地域産業への活用などの公共アプリケーションの導入や、豊頃町の地理条件を生かした、移住・定住・企業誘致対策へのプラス効果が見込まれるものと考えているところであります。

以上、報告を終わります。

●小野木議長 これにて、行政報告は終わりました。

#### ◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番大崎英樹議員及び6番大谷友則議員を指名します。

#### ◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6月23日までの8日間に決定しました。

#### ◎ 委員会報告第2号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第2号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第2号

議会運営委員会所掌事務調査結果報告書

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 調査事件

(1) 平成22年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

2. 調査期日

平成22年6月10日

3. 調査の経過

(1) 平成22年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

平成22年6月9日招集告示のあった平成22年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月10日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4. 調査の結果

(1) 平成22年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

ア 会期及び会期日程等については、6月23日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ 一般質問の通告期限は、6月16日午後5時とした。

ウ 請願書の取り扱いについては、平成22年第1回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託することとした。

エ 陳情書の取り扱いについては、平成22年第1回定例会閉会後に受理したものは9件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの2件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの2件とし、その他の5件については、議員配付にとどめるべきものとした。

オ 所掌事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の6月16日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は報告済みとします。

### ◎ 報告第1号から報告第3号

●小野木議長 日程第4 報告第1号、日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題とします。

3件について、一括して報告を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 報告第1号平成21年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第2号平成21年度豊頃町医療施設特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第3号平成21年度豊頃町公共下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、一括ご説明申し上げます。

平成21年度各会計繰越明許費に係る繰越計算書を平成22年5月31日に調製いたしましたので、法の定めにより、これを報告するものであります。

まず、報告第1号平成21年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

平成21年度豊頃町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を平成22年5月31日に調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙、平成21年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書により報告いたします。

翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、平成21年度一般会計予算において議決をいただいているところでありますが、繰越明許費の内容といたしまして、子ども手当準備事業費315万円、情報通信基盤整備事業費6億2,475万円、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業として、豊頃医院看護師宿舍改修事業費など、9事業に要する費用1億4,138万5,000円、及び、北海道防災情報通信設備事業に要する費用302万円、合わせて7億7,230万5,000円を繰越明許費に係る歳出予算の経費といたしまして翌年度に繰り越して施行するものでありますので、報告いたします。

次に、報告第2号平成21年度豊頃町医療施設特別会計予算繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

平成21年度豊頃町医療施設特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書を平成22年5月31日に調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙、平成21年度豊頃町医療施設特別会計予算繰越明許費繰越計算書により報告いたします。

翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、平成21年度医療施設特別会計予算において議決をいただいているところでありますが、繰越明許費の内容といたしまして、1款医院費1項医院費において、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業、豊頃医院看護師宿舍改修工事1,039万2,000円を、繰越明許費に係る歳出予算の経費といたしまして、

翌年度に繰り越して施行するものでありますので報告いたします。

次に、報告第3号平成21年度豊頃町公共下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について。

平成21年度豊頃町公共下水道特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書を平成22年5月31日に調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙、平成21年度豊頃町公共下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書により報告いたします。

翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、平成21年度豊頃町公共下水道特別会計予算において議決をいただいているところではありますが、繰越明許費の内容といたしまして、1款総務費1項施設管理費において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、下水道管渠改修事業350万円を繰越明許費に係る歳出予算の経費といたしまして、翌年度に繰り越して施行するものでありますので報告いたします。

以上であります。

●小野木議長 報告第1号繰越明許費繰越計算書について、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は報告済みとします。

報告第2号繰越明許費繰越計算書について、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第2号は報告済みとします。

報告第3号繰越明許費繰越計算書について、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第3号は報告済みとします。

### ◎ 議案第39号

●小野木議長 日程第7 議案第39号平成22年度豊頃町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第39号平成22年度豊頃町一般会計補正予算(第2号)について、説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,982万1,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,113万6,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から説明申し上げます。9ページをお開き願います。

1款議会費に12万円を追加。

2款総務費1項総務管理費において、3目財産管理費に基金積立金として150万円を、4目町有林管理費に公有財産購入費として320万円を、5目地方振興費に開町130年記念事業に係る費用として231万円、7目企画費にまちづくり推進費196万9,000円を、市街地活性化対策事業として仮称はるにれ多目的活動センター整備工事請負費3,500万円など、合わせて4,446万2,000円を追加。2項徴税费において、1目税務総務費に町税過誤納還付金など107万円を追加。

3款民生費1項社会福祉費において、3目老人福祉費から緊急通報システムセンター装置、備品購入費304万5,000円を減額するなど、合わせて97万9,000円を減額。2項児童福祉費において、2目子育て支援費に子育て支援センター拠点事業に要する費用として339万5,000円など、合わせて385万7,000円を追加。

5款農林水産業費1項農業費において、3目土地改良総務費に、農道・明渠維持補修費として1,570万円を追加。4目道営事業費から、道営担い手支援型畑地帯総合整備事業負担金980万円を減額するなど、合わせて590万円を追加。2項畜産業費において、1目畜産業費に、町有牧野管理運営費として修繕料200万円を追加。3項林業費において、2目林道整備費に、林道維持補修費100万円など、合わせて184万2,000円を追加。4項水産業費において、1目水産業総務費に、漁港管理費として185万円など、合わせて230万円を追加。

6款商工費1項商工費において、1目商工総務費に緊急雇用創出推進事業費として336万2,000円を追加するなど、合わせて278万4,000円を追加。

7款土木費2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に、大津栄通り歩道等補修工事請負費など、道路橋梁維持補修費として、1,439万円を追加。3項住宅費において、1目住宅管理費に町営住宅管理費として、豊頃南町A団地側溝補修工事請負費など、638万1,000円を追加。4項河川総務費に50万円、5項施設費に77万1,000円、6項公共下水道費において70万円を追加。

9款教育費1項教育総務費に20万円、3項中学校費に61万5,000円、4項社会教育費に23万円を追加。5項保健体育費2目体育施設費に、総合体育館外構補修工事請負費267万8,000円を追加するものであります。

以上が、歳出に係る補正の内容であります。これら歳出に伴う歳入につきまして、7ページをお開き願います。

9款地方交付税に7,261万9,000円を追加。

11款分担金及び負担金1項分担金において、1目農林水産業費分担金から、道営負担事業分

担金 980 万円を減額。

14 款道支出金 2 項道補助金において、1 目総務費補助金に、北海道森林整備加速化・林業再生事業補助金 2,153 万 7,000 円を、6 目商工費補助金に緊急雇用創出推進事業補助金 367 万 4,000 円を、合わせて 2,521 万 1,000 円を追加するものであります。3 項委託金から 13 万円を減額。

15 款財産収入 1 項財産運用収入に 39 万 1,000 円を、16 款寄附金に 150 万円、19 款諸収入に 3 万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、9 款地方交付税。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 11 款分担金及び負担金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 14 款道支出金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 15 款財産収入。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 16 款寄附金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 19 款諸収入。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

9 ページ、1 款議会費 1 項議会費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2 款総務費 1 項総務管理費。

説明第 1 号、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 説明第 1 号につきまして、説明申し上げます。

仮称はるにれ多目的活動センター整備工事の施工について御説明を申し上げます。

平成 22 年度において、次のとおり、標記工事を施工することとして、第 2 款総務費に計上したものであります。

1、工事概要のうち、工事名、仮称ではありますが、はるにれ多目的活動センター整備工事としております。工事予算額3,500万円。工事内容、新築部分、木造平屋91.69平方メートル、改築部分、鉄骨木造仕上げ、185.92平方メートル。テラス部分66.64平方メートル。合計344.25平方メートルでございます。

次のページに、対函番号1として概要図を添付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

図面右手、3分の1程度のところに、上下にわたって1点破線で区別したところがございますが、これの右手のオープンスペース及び女子トイレとある部分が新築部分、旧居住部分であります。残る左手の部分が改築部分でありまして、旧店舗部分ということになります。

現時点での施設の機能といたしましては、図面左手から、喫茶スペースとして福祉関係の団体、手をつなぐ親の会の皆さんによる喫茶の運営が現在見込まれております。続いて、サークルルームといたしましては、織物サークルの皆さん、食品加工室は酪農家の御婦人を中心に構成されております夢ミルクの会による乳製品の加工を予定しております。また、右手新築部分のオープンスペースにつきましては、ウッドテラスと一体のものとして、中心市街地における休憩スペース、屋外喫茶、雨天でも利用可能なイベントスペース、それから、地域の交流スペース等として利用いただくとともに、商工会にもこれらの活用について検討をいただいているところであります。

また、本工事は、平成22年度における北海道森林整備加速化・林業再生事業の認定を受け、予算書7ページ、歳入、14款道支出金1目総務費補助金に同事業の補助金として2,153万7,000円を計上したところであります。

なお、本事業における契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑はありますか。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 この施設は、旧豊頃で経営していたものを利用してつくったわけですね。本町にこの施設がどれぐらい必要なのかなと、そういうことを言ったら身もふたもないと言われるかもしれませんが、新築してまで新しくこの施設をつくる、それだけの町民の要望といいまじょうか、それがいいのかと。ですから、建物も利用してやられるわけですから、わかりますけれども、例えば、本当にこの施設が有効活用され得るものかということ、スタート時点からちょっと違うのでないかなという気がするわけですから、非常に疑問視するわけですね。その点につきまして、担当者の見通しといいまじょうか、町民の皆さんが喜んでたくさん利用していただける施設であれば、本当にこんないいことはないわけです。ですから、そのスタート時点からちょっと違うのでないかなという気がするわけですから、その辺についての見通しといいまじょうか、思惑といいまじょうか、その辺についてまずお伺いをいたします。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答えを申し上げます。

特に喫茶スペースにつきましては、現在、社会福祉協議会等とも協力をいただきながら、手をつなぐ親の会の皆さんによって、障害を持ったお子さんとお母さんたちとで、喫茶、あるいはこの施設の管理等をお進めいただくような形の中で、障害を持ったお子さんたちの社会参加、あるいは就労の場を提供するというようなことで、平日については活動をいただくというようなペースで考えております。

それから、織物サークルの皆さんにつきましては、現在、二宮の報徳館を利用されています。これらの皆様は、スタートは旧礼文内小学校の非常に条件の悪い中でサークルを立ち上げられて、その後、地震以降、施設が使用不能という中で、十弗の簡易郵便局の跡ですとか、そういった経過を経て、現在、二宮の報徳館で活動されておられますが、遠距離にあるために、十弗でスタート当時から参加されておられた方々が、二宮まで通えないというような事情がある中で、できるだけ近いエリアに活動の場を確保していただきたいというようなお話は常々聞いておりました。

それから、食品加工に関しましては、現在は主として乳製品の加工、チーズの加工を豊頃のコミュニティセンターでされておられます。御承知のとおり、豊頃のコミュニティセンターは地域の集会施設であり、葬斎の施設としても活用されておられます。その合間を縫って利用されている。それから、チーズを加工する過程で、いろいろなものが排出されます。特に、ホエーと言われる油脂分を非常に多く含んだ排水が流出します。こういったものが、直接、下水道の施設に流れ込んでしまうというようなことで、これは担当課のほうから、こういう使用については、今後ちょっと問題があるというようなことで相談を受けておりますし、こういった方々が、そういったことの心配もなく利用できる場を提供するというのも、私ども、社会教育も含めて、生涯学習の施設の確保という意味では、える夢館と競合しない範囲で活動の場を提供するというところで考えさせていただいたところでもあります。

それから、オープンスペース並びにウッドデッキの部分でございますけれども、市街地で、遊休施設として朽ち果てるだけの施設にしておくわけには、私どもとしてはまいりません。そういった形の中で、屋外喫茶としても、喫茶部門の活用の延長線上で利用可能というように考えておりますし、雨天でも利用可能なイベントスペース、あるいは、地域の皆さんにも活用いただけるような交流スペースとして利用いただくことが可能というように私どもとしては考えております。

なお、体に障害を持ったお子さんたち、そのお母さんたちが関わる施設として、トイレ等についても、障害者の皆さんに配慮された施設であるということを前提に、障害を持った方が使いやすいようなトイレ、あるいはオストメイトトイレ等の対応も考えております。

以上であります。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 説明を聞くと、ごもつともだと思うわけですね。ただ、例えばこれと似た施設は本町にほかにもありますよね。例えば、まず大きなもので言えば、える夢館がそうです。ですから、それは十分に利活用されていたのかということもまず。ですから、そのえる夢館も、建てたときには、そういうことも含めて、大きく立派なものをつくったわけですよね。ですから、決して悪いということを行っているわけでもないですけども、トータル的にやはり物を考えるべきでないかなというふうに思うわけですね。今の社会福祉協議会がどうのこうのという話が出ましたですね、説明の中で。それと似たような施設もあるのではないですか、本町の、例えば旧歯医者さんを利用した、違うと言えば違うかもしれませんが。ですから、点、点、点というものがいいのかどうか、それはわかりませんが、ですから、利用する人がいるということは、当然必要なことかもしれません。でも、体に不自由を持っている方にも、喫茶をやるとか何とか、それも大事なことでしょう、でも、基本的にもっとしてやらなければならないこともあるのではないかと思うわけです。ですから、何がいいということ、行政ですから、いろんな要望が町民からあるし、これに対応するというのは非常に大変なことですけども、スタートから決して間違っていないという思惑で、この事業を始められましたか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私からも答弁させていただきます。

既に、この施設については、今までも何回か議会で論議をした経緯がありますが、何としても、最近、市街地が空洞化される、空き店舗ができる、その空き店舗を最大限に利用して町民に利活用してもらうということを内部で協議を進めて、まず一つに、その解消と、あわせて、今、国でやっている地域活性化事業で、元気が出るまちづくりの資金を一部使わせていただく、適債事業であるということ。さらに、今、える夢館等もありますけれども、目的によってはどうしてもコンパクトで、ある程度占有して使う場所というのは、える夢館はあくまでも町民全体で使いますから、時間的には占有できますけれども、常時それを占有するということはなかなか難しい。特に、今、多目的でありますので、お年寄りがコミュニティバスに乗って、この前も待合いをしているのが、スーパーの軒先で待っているような形なのですね。できれば、そういった市街地の中で、だれでもが気楽に休めるような場所、ただ、長谷川議員がおっしゃるように、経済効果はどうかといたら、非常にこれは厳しいかもしれません。ただ、私ども行政としては、できるだけそういった条件を整えてあげることが行政の目的かなというふうに思っております。あと、町民の方が大いに利用していただいて、いろんな形で町民がそれを生かしていただくのは、やはり町民の皆さんのお力かなというふうに思っております。いろいろと御指摘の点もあろうかと思いますが、最大限、町民のなじみやすい、気楽な憩いの場所として活用していきたいというふうに考えているのは、今までの経過でございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 今ほど町長が言われたように、この施設をせっかくつくったのですから、利用されなければ何もならないわけですね。ですから、そのことにつきましても、意外と利用されないといいたいでしょうか、本当に強い要望の中でつくってきたもので、絶対必要だということになれば利用するかもしれませんけれども、意外と利用しない人が多いのではないかと思います。ですから、ちょっと数字的なことは全くわからないかもしれませんが、どれぐらいの利用者を見込めるのか、これはあくまでも仮定の話ですから。ですから、施設のつくった値があるようにできるものかどうかということですね。

それから、もう一つの考え方といいたいでしょうか、それにつきましても、これは町内の人を対象としていますよね。ですから、本町に活性化をするということになりますと、私はもう、これからは、やはり町外の人を対象にして、ですから、いろんな取り組みもされていますよね。ですから、そちらのところで、道の駅のようなものを行っていますよね。そういうことも含めて、町外の人を取り込めるような、そういう町内の茂岩の地域の発展といいたいでしょうか、にぎやかさを取り戻すということを考えれば、その辺も含めるべきではないかと、非常に難しいですよ、難しいですけれども、手始めにやるのでしたら、そのことも必要でないかと思いますけれども、その点につきましてお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、長谷川議員のおっしゃるとおりだと思います。実際私どもも、ある程度の計画書の中では、利用計画は確保しておりますけれども、果たしてそれが、常時、そういった形になるかどうかというのは、今の段階ではやはり不安も残っておりますが、今までの経緯を見ても、非常に、施設はできたけれども、人の出入りが少ないというのも現状、事実として残っているわけでありまして。ただ、それを核として小さなイベント、小さな憩いの場所を利活用するように、行政としても積極的に地域の方に働きかけますし、豊頃町の皆さん方が、そういった場所として利用活用するように、これから努力していきたいと思っております。

以上です。

●小野木議長 先に進みます。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 この関連なのですが、今、長谷川議員からも、この施設に対する計画段階で危惧されているというか、実態として本町のいろんな施設を見渡して、こういう施設を新規に計画することについてのいい悪いということよりも、そのことが実態として本当にそれが利用あるいは活用、必要性があるかというところの問題点を提起されていると思うのですね。現実にも、これは予算審議ですので、これだけの3,500万円という提案されているこの施設に投下する資金が、本当に生かされるのかどうか。このことについて、今単純に、合計の平米数を見ますと1

00坪です。100坪に3,500万円を投下する。坪当たり35万円です、という、単純に計算すると、それだけの生きた施設をやはり考えるべきだと。そこで、これらについての、私は、是非を問うわけではないのですが、今、町長が答弁されている内容で、そういうことになって、将来の町のためにこれを考えるということですが、これだけのことで、実態として、では、新規に建てたほうがいいのか、改修してこれを投下したほうがいいのかという、その辺の議論はどうであったかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 あくまでも、地域の空いている、俗に言う空き家対策の一環ももちろん兼ねております。そして、今言った投資効果の問題については非常に厳しいものもありますが、あくまでも施設のサービスの提供ということになれば、行政だけで努力してもかなうものではありませんので、地域こぞって、特に議員各位には、それぞれの地域でいろんなイベントをやるときにも、市街に出てきた場合にはそういう場所を活用していただきたいような、積極的に御協力をいただくことも一つの策かなというふうに思っております。ただいま言われました、そういった意味では、新しいものを建ててもどうかということでありましたけれども、あそこを全部壊して新しいものを建てるということになれば、これまた3,500万円程度ではおさまらないことになりまして、特に活性化事業の中のメニューとしては、空き地、空き店舗の利活用による町民の憩いの場所というような形のメニューに合致したものですから、ぜひともそういう形でやりたいというふうに考えております。ただ、これから事業を展開する中で利用の方向としては、多少変わってくる形もあると思いますけれども、できるだけ規制されないで、自由に使っていただくことを私どもは考えているわけでありまして、したがって、今後、いろんな形で各議員とも、もしそういう、いい腹案等がございましたら、どうぞひとつ、各担当課長に叱咤激励していただいて、その施設をこれから議会も行政も一緒になってPRし、町民のために活用させていただきたいというふうに、逆に私のほうからお願いするのが本音でございますので、よろしく願いいたします。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 予算審議についての提案ですから、このことについての内容は、まだまだ微細について検討の余地ありというようなことだし、また、議員各位というか、町民からもそういうような、より、町的に、そういう施設を効率的に、効果的に進めるという意味では、意見をいただきたいというようなお話でございましたので、また別な機会にそういうことについての議論もしたいと思っておりますが、でき得れば、もう少し、今、担当課長が長谷川議員の質問に対して答弁がありましたけれども、この運営に当たった内容等についても、町民幅広くいろいろと、そういう情報といいますか、提案をされて、これらについてのレイアウトも見ていますが、また機会を見て、それらの検討をしていただきたいと思っておりますが、まだまだそういう余地的なものがあるかどうか、これがコンクリートにもうでき上がってしまっているものなのか、きょうの

資料等では、もう既に設計事務所も決まっているのではないですか。それについても落札されたような報告もありましたので、資料ではですね、ですから、そういう余地があれば、それらについての考え方があるか否かについてもちょっとお聞きしたいなと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 基本的には、こういう形で計画を出しておりますので、多分、国のほうも、こういう利用の仕方が好ましいというか、私ども、こういう計画の仕方でやりたいと。ただ、いろんな、多目的広場がありますから、そういうものについては、皆さん方の要望に応じて、町民の要望に応じて、利用方法が変わってきても、これは仕方がないと思います。ただ、今の段階では、今、課長が言いました、織物だとかそういうものはある程度利用させて、そのほかに、空いているものについてはフリーで、いろんな形で出てくると思います。ただ、こういう形で今申請しておりますので、あくまでも、この図面が大きく変更するだの、目的が大きく変わるということは、これは計画申請をもう一度やり直すような形になりますので、それはちょっと好ましくないというふうに思っております。ですから、あくまでも、基本的にはこういう形で進みまして、先ほども何回も言っています、多目的なものについては、言葉どおり、いろんな方にいろんな利用をしていただくというのが、私どもの今の計画でございます。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

1 1時まで休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

●小野木議長 再開します。

2 項徴税費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 3 款民生費 1 項社会福祉費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2 項児童福祉費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 5 款農林水産業費 1 項農業費。

説明、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第2号農道・明渠維持補修事業の施行について説明させていただきます。

平成22年度において、次のとおり農道・明渠維持補修事業を施行することとし、第5款農林水産業費に計上しました。

このたびの補正は、融雪、5月の降雨によって、明渠排水の埋設が見られ、暗渠排水に支障を来しているとともに、農道においては砂利の流出等により農作業機械の走行に支障があることか

ら、維持補修を行うものであります。

事業名として、農道・明渠維持補修事業。

事業内容として、農道補修、北栄15号線農道ほか5路線。明渠補修、十弗北5号明渠補修ほか18路線であります。これら路線については、次ページ以降、1から4ページの施行位置図を参照願います。

また、あわせて、今年度も十勝川からの泥炭を投入することとし、投入路の補修として、二宮地区ほか4地区を予定しております。

工事予算額1,570万円であります。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

●小野木議長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2項畜産業費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 3項林業費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 4項水産業費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 6款商工費1項商工費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 7款土木費2項道路橋梁費。

説明第3号。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第3号道路橋梁維持補修事業の施行について説明いたします。

平成22年度において、次のとおり道路橋梁維持補修事業を施行することとし、第7款土木費に計上したものであります。

事業概要といたしまして、事業名は道路橋梁維持補修事業。

事業内容は、大津栄通り歩道等補修工事、歩道等の補修でございます。延長180メートル、幅員2メートル、舗装厚3センチであります。工事予算額につきましては171万円。

大津中央通り舗装補修工事、舗装補修、延長300メートル、幅員5.5メートル、舗装厚3センチです。工事予算額は500万円です。

橋梁段差補修工事、北栄地区、北栄7号橋ほか4橋。長節地区、清川橋の、以上5橋でございます。工事予算額につきましては493万円。施行位置につきましては、次ページ、1ページ、2ページに記載されておりますので参照願います。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしく御審議のほどお

願いいたします。

●小野木議長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 先に進みます。

3項住宅費。

説明第4号。渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第4号大津港町団地内道路工事の施工について説明いたします。

平成22年度において、次のとおり大津港町団地内道路工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。これにつきましては、当初予算にあります大津港町団地内の漁業振興住宅建設地の周辺の道路の整備をするものであります。

工事概要について説明いたします。

工事名は、大津港町団地内道路工事。事業内容は、改良舗装、幅員4.5メートルの区間が延長92.5メートル。幅員3.5メートルの区間が延長44.4メートル、工事予算額につきましては570万円でございます。施工位置、道路の配置図につきましては、次ページに載っておりますので、御参照願います。契約の方法につきましては、指名競争入札を考えておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 先に進みます。

4項河川費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 5項施設費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 6項公共下水道費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 9款教育費1項教育総務費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 3項中学校費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 4項社会教育費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 5項保健体育費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

8 番津久井議員。

●8 番津久井議員 地方振興費の中で、開町130年記念事業というのがありますけれども、この事業の内容と時期についてお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 豊頃町開町130年記念事業についての質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

議員ご存じのとおり、本年、開町130年を迎えて、事業計画をしているところでありますけれども、今考えている事業内容は、25ほどの事業を考えておりますけれども、その時期については、私ども今考えているのは、ほとんど多くが協賛事業、いわゆる冠事業を行ったり、あるいは協賛事業を行ったりというふうに考えております。

時期についてですけれども、それぞれ随時いろんな催し物が行われてきますので、そのものについて、冠事業だとか、あるいは、時によっては記念品を贈るということを考えております。

あと、特別表彰については、今年11月2日頃を予定しているところであります。

以上であります。

●小野木議長 8 番津久井議員。

●8 番津久井議員 この事業に対しての式典とかそういったものは考えておられないのでしょうか。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 本年、開町130年に当たっての特別式典というものは、今のところは計画しておりません。

●小野木議長 6 番大谷議員。

●6 番大谷議員 12ページに戻っていただきたいと思います。3款民生費の中の2目子育て支援費の中のこどもプラザの親子交流室改修工事と出ておりますが、これは、当初改修したときには、改修されなかったのですか、新たにされるのか、それとも、こども支援センターにしたときのものをまた改修するのか、その辺をお聞かせ願います。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 こどもプラザとよころでは、今現在、保育事業と、それから学童保育、そして子育て支援という三つの事業を実施しております。今の御質問の子育て支援の関係の事業でございますが、これについては、これから子供を育てていく、そういう養育者の相談に乗ってあげられる、そういうような場所の提供をしてあげたいということでもあります。子育て支援事業につきましては、わんぱく広場、それから一時保育、のびのび広場だとかの事業展開はもう既にしておりますけれども、その事業につきましては、現在、2階にあります、一部、プレイルームという部屋がございますが、その部屋を利用しながら事業展開をしております。そうしますと、他の事業の、ことばの教室だとか、そういう事業と重なるものですから、何とか別のところに子育て

専用の相談ルームをつくりたいということで、現在ある事務所の北側に会議室がございます、その会議室を一部改造いたしまして、そこに子育てのお父さんお母さん方が自由に来られる、また、来たときに、保育士がその場ですぐ対応できると、そういうような、日中開放しながら、そういう相談業務に乗ってあげたいということで、今回予算を計上させていただきました。

よろしく願いをいたします。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 広場となっているから、それだけのスペースがとれるのかどうか、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 現在、会議室の広さでありますけれども、75平方メートルほどございます。十分子供たちが入れるスペースは確保できるものというふうに考えてございます。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 15ページの商工費の中で、緊急雇用創出推進事業とありますね、これについて説明をお願いいたします。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答えいたします。

本件につきましては、国の緊急雇用創出事業並びに道の緊急雇用創出推進事業補助金交付要綱に基づき実施されるものであります。特に、市町村、自治体、広域連合、一部事務組合等を対象として実施される事業でありまして、分野別には、介護、医療、観光、環境エネルギー、農林水産、地域・社会雇用、こういった6分野に、IT分野等を加えた7項目を対象として雇用の拡大を図ろうとするものであります。

本町につきましては、商工分野、それから統計、あるいは広報分野等において、8月から1月までの6カ月間、3名の雇用を予定させていただいております。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 もう1点、必要のない心配かもしれませんが、教育費の中で、サマーランド、中学生派遣がありますね、この金額が意外と少なく感じるわけですが、これで十分なのでしょうか。その点について、ちょっとお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 教育費の中のサマーランドの関係の事業費でございますが、19節の補助金及び交付金の関係につきましては、当初予算に既に172万円を計上させていただきまして、このたび、旅費等の見積もり等を徴集いたしましたところ、サーチャージ料等の上昇がございまして、当初予算の事業費を超えるために補正をさせていただきたいということでございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 今、予算の説明のところは2号からずっと見ているのですが、一つ一つ確認ということもいたしたいのですが、総体的にちょっとお聞きしたいことがあります。

本町は、こういう工事項目が出ますと、特別な方以外は御存じないかもれしませんが、北海道建設新聞というものがありまして、そのものに工事名と予算額が計上されます。本町は入札前にそういうような工事名と予算というのが、数字が公になるわけです。こういうことは既に理事者は御存じだと思うのですが、そういう中で、これは今後もそのようなもので、非常に厳しい財政の中で、私がとらえている指名競争入札の中では、いかなるものかというところが一つあります、その考え方をお聞きしたいというのが一つです。

それから、関連しますが、説明2号の中で産業課長が説明いたしましたが、ここには産業課長が説明した内容と施設課長が説明した議案の中で、今関連したところの話です、指名競争入札を行いますというのは施設課長の説明だったのですが、産業課長の、2号については指名競争入札という記事もありませんしないので、これらについては、何か特別な理由がおありなのかどうなのか、その辺の2点についてお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 最初の、建設新聞等々の工事の内容ですけれども、以前は工事費というのはまとめて金額を計上したことがあります。10本上げて1億何千万円。ただ、最近では、予算書というのは公開原則で、必ずだれでもが手に入る現状になっております。したがって、議会で工事の予算額を審議するときは、どうしても1本ごとに説明をしなければなりませんし、議会で審議したものは、フリーになって、建設新聞すべてに回るものですから、逆に、建設新聞に詳しくというか、内容を書いてあるのはあると思いますけれども、どうしてもそれは、現状の情報公開の中ではちょっと、とめたり、内緒で金額を定めるということは不可能です、できることになっておりません。したがって、どうしても建設業界というか、建設新聞では、予算書を的確に把握して計上、載せるという形になっていると思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第2号の件でございますが、これにつきましては維持補修という事業でございます、少額工事50万円以下でございます、これらの事業を集めて1,570万円になってございます。これらについては、指名競争ということではなく、見積書を徴収した随意契約でやらせていただいております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 今の産業課長の説明で、理解はいたしました。

町長の指名競争入札の件についてですが、一部、町内外の業者がいろいろと指名される、本町に指名願を出されて、それで指名参加をさせてもらって、入札参加を両方されているというふうになると思うのですが、その中において、次の段階で、このように公に、この工事の、A工事についての予算額が公表されますと、それに対する指名競争入札の意図すべき内容というのは薄れ

ているなという感覚が一つとらえられるということと、それから、もう一つは、今は、開発局にしても道の入札にしても公募型をしています。これは、本町の業者の育成も考えると、それは該当しないかもしれませんが、その話には。しかし、現在の国あるいは道の入札というのは、すべて電子入札になっています。会場に来て札を入れるのではなくて、電子入札。したがって、Aさんが、この工事を希望する場合には、公募ですから、公の募集ですから、それに希望を出して参加させてくださいという、何社が出るかわからない、私が落札するかもわからない、あの人が落札するかもわからないという状況に今なっています。したがって、これこそが本来の自由競争入札というふうに私は理解しているものですから、今後については、財政の厳しい状況と、町の発注の公事業が少ないということから、それらについての業界の育成も含めて、私は、豊頃だから、本町の業者だから札入れ入札、しかし、中には道の指名権を持っている、開発の指名権を持っている業者もいるやに聞いていますから、そういう意味からいきますと、国・道と同じ様に私はすべきだという考えでいるのですが、その辺についての、町長のお考えはいかがかなというところをまずお聞きしたいと思います。

それから、実態としては、開発・道の工事は、公募の電子入札ですから、起きてみないとわからないという業者の立場は、今非常に不安定です。そこには、実績の、プラス総合点がそこで加味されるというふうにも聞いております。したがって、そこには業者の育成というのが必ず加えられているというふうにも聞いていますので、本町にいらっしゃる建設業界の方々の資質、あるいは経済資金充当の内容からいっても、やはり行政も、一つは右ならいして育成する、そういう義務も指導もあるのではないかなというところの私とらえ方をしているものですから、それについての町長のお考えもお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 入札については、皆さん御存じのとおり、非常に入札の方法、電子から参加、指名入札、いろんな形がございます。特に今、指名されている業者というのは、本町でも1,000近くございまして、ほとんど申請どおり、入札の指名だけは、指名名簿というか、指名には載っております。ただ、今、大崎議員から指摘された、すべてフリーにしてやることも可能ですが、ただ、自治体というのは、特に私たちの自治体というのは、本来は租税で町を営まなければならない、つまり、税金で営むことが原則でございまして、足りない分は交付税で来ております。仮に、大手の業者がほとんど私の町からもし仕事を持っていかれたら、そこに住む人間がいなくなるし、業界も大手とけんかをしてなかなか勝てないのが現状でございまして、私の町でできる仕事は、できるだけ地元業者に努力してもらって、指名競争入札、つまり、地元の方だけ指名する、ただし、条件としては、私の町でできないものについては、これは他の町村の業者からお願いする場合がありますけれども、今の段階でいきますと、あくまでも努力して入札をしていただいて、工事をしっかりやっていただき、そこから出る利益によって税金を納めていただき、その業者の働いている町内の方々がまた暮らしを守るという一つの循環的な

ものがあるものですから、安ければいい、よければいいというのは、本当にわかるのですけれども、行政としてはそれができないのが現状でございます。工事事業もそうですけれども、物も、私ども、できるだけ地元から買うようにしております、物品もできるだけ地元から買ってあげる、それによって、一つの町が形成しているのではないかというふうに思っております。

したがって、今後も、私は現状どおり、私の町でできるものは指名競争入札で、あとは法律に基づいて事業を推進、遂行していきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第40号

●小野木議長 日程第8 議案第40号平成22年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第40号平成22年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,502万5,000円と定めるものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細で説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳出から説明いたします。

1款総務費2項施設管理費1目下水道施設管理費において、公共枡設置工事費として70万円追加するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。6ページをご覧ください。

これに要する歳入といたしまして、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、一般会計繰入金70万円を追加するものでありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、3款繰入金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページ、1款総務費。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第41号

●小野木議長 日程第9 議案第41号豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第41号豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本案は、少子化の現状に対応し、夫婦がともに子育てしやすい勤務環境を整備するため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、平成22年6月30日から施行することから、これを受けて、関係条例に係る一部改正をしようとするものであります。

豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の主な改正内容は、職員の配偶者が育児休業をしている場合であっても、当該職員が育児休業等の請求をすることができること、また、子の出生の日から産後8週間に当たる57日以内に育児休業を取得した職員については、再度、育児休業を取得することができるよう措置するものであります。

附則として、この条例は平成22年6月30日から施行するものであり、また、経過措置として、改正条例の施行日前、育児休業等計画書により申し出た再度の新規休業または育児短時間勤務の請求計画は、施行日以降、改正後のそれぞれの規定により申し出た計画となっていることを規定するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第42号から議案第45号

●小野木議長 日程第10 議案第42号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第11 議案第43号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、日程第12 議案第44号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、及び、日程第13 議案第45号北海道市町村備荒資金組合理約の変更についてを一括議題とします。

議案第42号から議案第45号までの4件について、一括して提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第42号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第43号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第44号北海道町村議会議員公務災害補償組合理約の変更について、及び、議案第45号北海道市町村備荒資金組合理約の変更について、一括御説明いたします。

本案は、北海道の支庁再編計画により、従来の14支庁体制から9総合振興局及び5振興局に変更される、北海道総合振興局及び北海道振興局の設置に関する条例が4月1日から施行されたことに伴い、石狩支庁を石狩振興局に、渡島支庁を渡島総合振興局に、檜山支庁を檜山振興局に、後志支庁を後志総合振興局に、空知支庁を空知総合振興局に、川上支庁を川上総合振興局に、留萌支庁を留萌振興局に、宗谷支庁を宗谷総合振興局に、網走支庁をオホーツク総合振興局に、胆振支庁を胆振総合振興局に、日高支庁を日高振興局に、十勝支庁を十勝総合振興局に、釧路支庁を釧路総合振興局に、及び、根室支庁を根室振興局にそれぞれ改められ、また、一部の組合組織団体が隣接管内への区域移動をすることなどにより、それぞれの一部事務組合理約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、議案第42号、議案第43号及び議案第44号の規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から、議案第45号の規約は北海道知事の許可の日からそれぞれ施行するものでありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 議案第42号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号北海道市町村備荒資金組合格約の変更についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 請願の委員会付託

●小野木議長 日程第14 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。請願文書表を職員に朗読させます。

和田事務局長。

●和田事務局長 請願文書表。

受理番号3、受理年月日、平成22年6月7日。件名、持続可能な北海道畑作農業の確立に関する請願書。請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会副執行委員長間所明暁。紹介議員の氏名、豊頃町議会、大谷友則議員、菅谷誠議員。付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●小野木議長 ただいま朗読した請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することになります。

#### ◎ 陳情の委員会付託

●小野木議長 日程第15 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。陳情文書表を職員に朗読させます。

和田事務局長。

●和田事務局長 陳情文書表。

受理番号6、受理年月日、平成22年4月30日。件名、農業生産基盤整備の促進を求める意見書の採択について。陳情者の住所及び氏名、札幌市中央区北5条西6丁目1-23、水土里ネット北海道、北海道土地改良事業団体連合会会長理事眞野弘。付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号7、受理年月日、平成22年5月20日。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算の確保・拡充を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長井村充。付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号11、受理年月日、平成22年6月1日。件名、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会

長井村充。付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号12、受理年月日、平成22年6月1日。件名、地方財政の充実・強化を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長井村充。付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

●小野木議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し審査することにします。

### ◎ 休会の議決

●小野木議長 日程第16 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、6月17日から同月21日までの5日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、6月17日から同月21日までの5日、休会とすることに決定しました。

### ◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時42分 散会